

別表 1（総合相談窓口）【新規・特定創業支援事業】

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
（目標の根拠） ・現在、五霞町では創業に関する相談窓口を設置していないため、創業を支援する環境がなく、相談の実績もない状況にあることから、創業を促進するためには、その支援策として窓口の設置が求められている。 ・五霞町の窓口における相談件数及び創業件数の現状が0件であるため、平成28年度（2016年度）の五霞町商工会における相談件数3件、創業件数0件の実績を鑑みて、3件を創業支援対象者数の目標とする。また、商工会等と連携して創業支援に取り組むこととし、創業者数の目標は1件とする。 （目標数） ・創業支援対象者数：3件 創業者数：1件
創業支援事業の内容及び実施方法
（1）創業支援事業の内容 ＜総合相談窓口＞【新規・特定創業支援事業】 五霞町を軸に、創業支援事業者である五霞町商工会と、町内金融機関、茨城県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、茨城県、茨城県中小企業振興公社、中小企業基盤整備機構（以下、「連携機関」という。）と連携した「五霞町創業支援ネットワーク」を構築し、ワンストップ支援を実施するとともに、五霞町（産業課）を創業支援の総合相談窓口とし、五霞町商工会及び連携機関の連携を高め、情報を共有することにより、創業支援事業の展開を図る。 ＜総合相談窓口の業務＞ ① 総合相談窓口の設置 ・町は役場内に創業支援の総合相談窓口を設け、五霞町商工会及び連携機関と連携し、さまざまな創業時の課題を解決する。 ・総合相談窓口は、五霞町産業課の職員又は町より委託を受けた中小企業診断士等の専門知識を有する者を配置し、相談対応等を行う。 ② 創業に関する支援制度や支援機関の紹介 ・五霞町窓口では、町、県、国をはじめ連携機関の支援施策一覧及び支援する機関を紹介する（情報については町ホームページでも公開）。また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、五霞町商工会ほか連携機関と協力して支援を行う。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ 1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき） 圏央道の開通により交通の利便性が向上した五霞町の立地条件および地域で生産される「米」をはじめとする農産物等、地域資源の有効活用を支援するため連携機関等とネットワークを構築し、情報の共有化を図る。 五霞町商工会は、地域経済活性化事業委員会と連携し地域資源の分析等により、強みの発見及び製品化等についてのアドバイスを実施する。 2. ターゲット市場の見つけ方 五霞町及び五霞町商工会が、国・県などが開催するマーケティングに関するセミナー等の情報、市場ニーズ調査に対する補助制度などの情報を提供するとともに、専門家による相談支援も実施する。 3. ビジネスモデルの構築の仕方 五霞町商工会が専門家を派遣し顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイス

を実施する。また、個別相談を実施することにより、財務、税務、経営、販路拡大等のアドバイスをを行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

五霞町及び五霞町商工会が連携し情報提供を行うほか、専門家による相談支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

五霞町及び五霞町商工会が、販路開発を支援するとともに、販路開拓や販路拡大のための専門家などを紹介する。

6. 資金調達

五霞町商工会、町内金融機関、株式会社日本政策金融公庫土浦支店、茨城県信用保証協会が、創業者のニーズに応じた、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を五霞町商工会及び町内金融機関（以下、「創業支援機関」という。）が連携して行う。

7. 事業計画書の作成

五霞町商工会、町内金融機関が、事業計画書の策定について専門家と連携し、作成支援を行う。

また、補助金等の申請については、創業支援機関が連携してサポートを行う。

8. 許認可、手続き

五霞町が、創業手続き・許認可についてのアドバイスをするとともに、連携機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、五霞町商工会と連携して、専門機関を紹介し、税務、労務管理等のアドバイスを受けられる環境を整備する。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

五霞町及び創業支援機関が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・五霞町創業支援ネットワーク会議を定期的に開催し、参画する機関との情報交換の場を設け、情報共有及び連携強化を図る。
- ・創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得て、守秘義務に十分配慮しながら、五霞町が情報集約・一元化を図る。また、創業希望者のニーズにあわせ、適切な機関に誘導するとともに、各機関との連携を図り、創業実現まで支援できるようにする。

<特定創業支援事業について>

- ・総合相談窓口（別表1）に相談し、1か月以上にわたり、4回以上の支援を受けることにより、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識を得た者について、同意を得た上で、住所、氏名、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業支援名簿」を整備し、この名簿に登録された者について、「特定創業支援事業」を受けた者として五霞町が証明書を発行する。
- ・ワンストップ相談窓口（別表2）に相談し、1か月以上にわたり、4回以上の支援を受けることにより、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識を得た者について、同意を得た上で、住所、氏名、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業支援名簿」を整備し、この名簿に登録された者について、「特定創業支援事業」を受けた者として五霞町が証明書を発行する。
- ・なお、総合相談窓口（別表1）及びワンストップ相談窓口（別表2）を組み合わせることも可能とし、あわせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営戦略、財務戦略、人材育成、販路開拓の4分野全ての知識を得たことが「創業支援名簿」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として五霞町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を五霞町が把握することし、創業支援対象者・創

業支援機関・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。 ・ 特定創業支援事業を受講し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無を確認する。 ・ 創業後についても、創業支援機関と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、五霞町の広報紙やホームページ等へ掲載して、広くPRする。 ・ 公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。創業支援機関にもこの方針を徹底する。 (2) 創業支援事業の実施方法 ・ 五霞町産業課に担当者又は町より委託を受けた中小企業診断士等の専門知識を有する者を配置し、創業支援機関と連携した相談窓口を設置する。また、創業支援機関等の創業支援メニューやワンストップ相談窓口について、情報を集約・一元化したパンフレット等を作成し、創業支援機関の窓口等で配布するほか、町のホームページや広報紙等を活用しながら、広くPRする。 ・ 本事業の遂行にあたって費用が発生する場合の負担については、五霞町と五霞町商工会で協議して決めるものとする。 ・ 創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、五霞町が一元管理を行い、「創業支援名簿」を作成し、創業支援機関と共有を図る。 ・ 創業支援機関との連携を密にするため、五霞町創業支援ネットワーク会議を定期的開催し、創業支援機関及び連携機関の活動状況、改善点について情報共有を行うとともに連携強化を図る。
計画期間
平成30年4月1日～平成34年3月31日

別表 2（ワンストップ相談窓口）【新規・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①五霞町商工会 (2) 住所 ①茨城県猿島郡五霞町新幸谷 4 6 3 (3) 代表者の氏名 ①会長 福嶋 四朗 (4) 連絡先 ①TEL 0280-84-0777・FAX 0280-84-0877 担当者 経営指導員 中川 敦浩
創業支援事業の目標
(目標の根拠) - 五霞町では、創業を支援する機関の情報共有を図る「創業支援ネットワーク」を設置する。 - 創業支援ネットワークを構築し、各創業支援事業者が情報を共有するなど、創業を支援する体制を整備することにより、相談件数については、平成 28 年度実績の 2 倍の 6 件、創業件数については、平成 28 年度実績を鑑みて 1 件を目標とする。 ※平成 28 年度実績：相談件数 3 件、創業件数 0 件 (目標数) - 創業支援対象者数：6 件 創業者数：1 件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容＜ワンストップ相談窓口＞【新規・特定創業支援事業】 - 商工会に設置されたワンストップ窓口において、創業に必要な支援・相談を行う。 - 創業支援事業者が連携し、創業希望者のニーズや各ステージに応じたサポートを提供しながら、次の事業を実施する。 ＜五霞町商工会＞ - ワンストップ窓口の設置 - 創業者に対する相談、情報提供と情報の共有化 - 資金調達等相談（町内金融機関・日本政策金融公庫・茨城県信用保証協会） - 創業計画書、経営計画書の作成支援 - 創業支援策の紹介と申請手続き等支援 - 創業後フォローアップ - 専門家派遣による指導 ＜特定創業支援事業について＞ - ワンストップ相談窓口に相談し、1 か月以上にわたり、4 回以上の支援を受けることにより、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 分野全ての知識を得た者について、同意を得た上で、住所、氏名、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業支援名簿」を整備し、この名簿に登録された者について、「特定創業支援事業」を受けた者とする。 - なお、総合相談窓口（別表 1）及び本相談窓口を組み合わせることも可能とし、あわせて 1 か月以上の期間にわたり、4 回以上の支援を受け、経営戦略、財務戦略、人材育成、販路開拓の 4 分野全ての知識を得たことが「創業支援名簿」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として五霞町が証明書を発行する。 (2) 創業支援事業の実施方法 - 支援事業者及び五霞町は、支援制度など創業に関する各種情報を取りまとめ、創業者への情報提供を行う。

- ・五霞町創業支援ネットワークの支援機関が連携を図り、定期的に情報交換や特定創業支援事業内容の検討、支援制度等の情報について、町の広報紙、ホームページ、創業支援事業者の窓口における周知を行う。
- ・支援事業者において、窓口において相談のあった創業希望者の同意を得た上で、創業希望者の住所、氏名、連絡先、支援内容等を記載した、「創業支援実施報告書」を五霞町へ提出するとともに、他支援機関のメニュー等を紹介する。
- ・五霞町商工会は、特定創業支援事業の資格を満たした者については、同意を得た上で、住所、氏名、連絡先、受講内容、受講日等を記載した「創業支援名簿」に登録する。
- ・登録後は、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに五霞町へ提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・必要に応じ、ミラサポ等の公的制度を活用し、外部専門家と連携して継続的に支援する。

計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日